

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-11-10

なし

(発行年 / Year)

1910

明治廿五年二月九日

上告人 佃次郎

被上告人 平野和親

連帯義務契約の履行を命ずる判決に不服を以て
三月二十六日、期満し、経過を以て、原告が自ら一併
ノ責を負つて可なり。又、被告は、原告の請求を認め、
原告が自ら責任を負ふべきである。原告は、被告の
行為が、他の連帯債務者に及ぼす影響を考慮し、原告
の利益を以て、連帯債務契約の履行を命ずる判決を以て、

司 法 省